

外国人保護

○生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

(昭和二十九年五月八日 社発第三八二二号)
(各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知)

改正 昭和三十三年七月 二日社発 第四三三三号
同 三十八年四月 二日同 第二六四四号
同 三十八年八月 一日同 第五二二五号
同 五十七年一月 四日社保 第一号
平成二十四年七月 四日社援発〇七〇四第四号
同 二十六年六月三〇日同 〇六二〇第一号

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存するが、今般その取扱要領並びに手続を左記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。

記

一 生活保護法（以下単に「法」という。）第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。

通知 外国人保護

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

但し、保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、左の各号に規定する手続を履行する暇がない場合には、とりあえず法第十九条第二項或は法第十九条第六項の規定に準じて保護を実施し、しかる後左の手続を行って差し支えないこと。

- (1) 生活に困窮する外国人で保護を受けようとするものは、出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号。以下「入管法」という。）に基づき在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七一号。以下「入管特例法」という。）に基づく特別永住者証明書に記載された当該生活困窮者の住居地を管轄する保護の実施機関に対し、申請者及び保護を必要とする者の国籍を明記した保護の申請書を提出するとともに有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示すること。
- (2) 保護の実施機関は前号の申請書の提出及び在留カード又は特別永住者証明書の呈示があったときには申請書記載内容と在留カード又は特別永住者証明書の記載内容とを照合して、申請書記載事項の確認を行うこと。
- (3) 前号の確認が得られた外国人が要保護状態にあると認められた場合には、保護の実施機関はすみやかに、その申請書の写並びに申請者及び保護を必要とする者の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添えて都道府県知事に報告すること。
- (4) 保護の実施機関より報告をうけた都道府県知事は当該要保護

通知 外国人保護 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

者が、その属する国の代表部若しくは領事館（支部又は支所）ある場合にはその支部又は支所）又はそれらの斡旋による団体等から必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知すること。

二 生活に困窮する外国人が朝鮮人及び台湾人である場合には前記一(3)及び(4)の手続は、自分の間これを必要としないこと。

三 保護を受けた外国人が安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった場合には、当該外国人に対して法第五五条の四第一項の規定に準じて就労自立給付金を支給すること。

四 本通知の運用指針は次の通りであるので、これが取扱について遺憾のないよう配慮されたいこと。

問一 通知一(1)に生活に困窮する外国人が保護を受けようとするときは、有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示しなければならぬとあるが、外国人がこの呈示をしない場合若しくは実施機関の行う保護の措置に関する事務に外国人が協力しない場合には如何にすべきか。

(答) 外国人の保護は法を準用して行うのであるから、実施機関としては保護を申請した外国人並びに保護を必要とする外国人について、当然一般国民に対する場合と同しく保護決定に必要な種々の調査をしなければならぬ。而るに外国人については一般国民の場合と異り、その生活実態、家族構成、稼働状況、収入状況等についての適確な把握が困難であるので申請者若しくは保護を必要とする者の協力を特に必要とする。従って、申請にもとづ

種々の調査の際申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の必要とする協力を行わないため、或は当該外国人の身分関係、居住関係を明確にする有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示しないために、実施機関が当該外国人についての生活実態の客観的事実が把握できないような場合には、実施機関としては、適正な保護事務の執行ができないので、申請者若しくは保護を必要とする者が急迫な状況にあつて放置することができない場合でない限り、申請却下の措置をとるべきである。一方かかる場合には実施機関は必要とあれば治安当局に連絡し、在留外国人の公正な管理事務に協力すべきである。

問二 外国人が集団で保護を申請してきたときの取扱如何。

(答) 外国人が集団で保護を申請してきたときには、一般国民の集団申請に対する取扱と同様に取り扱うべきであるが、問一の答で明記したように所定の手続を経ない保護の申請、或は多人数の圧迫にもとづく保護の要請等によつて申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の行う保護の措置の事務に協力しない場合には、一切かかる保護の申請には応ずべきではない。

問三 生活に困窮する外国人が保護の申請を、福祉事務所を設置しない町村の長を経由してなした場合、町村長は如何に処理すべきか。

(答) 町村長を経由して提出された申請書については、町村長は法第二四条第六項の規定を準用して当該申請書及びその他の必要書類を実施機関に送付しなければならぬのであるが、その際、

く種々の調査の際申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の必要とする協力を行わないため、或は当該外国人の身分関係、居住関係を明確にする有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示しないために、実施機関が当該外国人についての生活実態の客観的事実が把握できないような場合には、実施機関としては、適正な保護事務の執行ができないので、申請者若しくは保護を必要とする者が急迫な状況にあつて放置することができない場合でない限り、申請却下の措置をとるべきである。一方かかる場合には実施機関は必要とあれば治安当局に連絡し、在留外国人の公正な管理事務に協力すべきである。

保護を必要とする者が外国人であること及び当該外国人の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添付しなければならぬ。

問四 生活に困窮する外国人の子弟については、特別の教育というものがあるが、これらについては如何に対処すべきか。

(答) 通知によっても明確なとおり、外国人に対する保護の措置は、法に準じて実施することになっているのであるから、生活に困窮する外国人の子弟のみが教育基本法に規定する日本国民の義務教育に準ずる教育以外の特別の教育を受けることを認めることはできない。従って学校教育法第一条に規定する小学校、中学校以外の各種の学校において受ける教育については教育扶助の適用を認めることはできない。又特定の学校においては通学費を必要としながら受ける外国人のための教育については、その通学費及び特定の教育のために必要な教育費を教育扶助の内容として認めることはできない。

問五 通知二において終戦前より国内に在留する朝鮮人、台湾人について特例を設けた理由。

(答) 終戦前より国内に在留する朝鮮人、台湾人は従来日本の国籍を有していたのであり、講和条約の発効によって始めて日本国籍を喪失したわけである。従って、講和条約発効前においては日本国民として法の適用を受けていた点、条約発効後においても従来のまま日本に在留する者多く、生活困窮者の人口に対する割合も著しく高い点、或は、種々の外交問題が解決していない以上、

通知 外国人保護 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

外交機関より救済を求めることが現在のところ全く不可能である点等よりして、かかる朝鮮人、台湾人の保護については、一般外国人と同様に複雑な手続を経ることは何らの実益も期待できないので、特にその取扱を一般外国人と異にし、保護の措置に関する手続を簡素化したものである。

問六 法の準用による保護及び就労自立給付金の支給(以下「保護等」という)は、国民に対する法の適用による保護等と如何なる相違があるか。

(答) 外国人に対する保護等は、これを法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によって行っているものである。従って生活に困窮する外国人は、法を準用した措置により利益を受けるのであるが、権利としてこれらの保護等の措置を請求することはできない。日本国民の場合には、法による保護等を法律上の権利として保障しているのであるから、保護等を受ける権利が侵害された場合にはこれを排除する途(不服申立の制度)が開かれているのであるが、外国人の場合には不服の申立をすることはできないわけである。

なお、保護等の内容等については、別段取扱上の差等をつけるべきではない。

問七 生活に困窮する外国人が入院した場合において、法による取扱に準じて認定した居住地と在留カード又は特別永住者証明書に記載されている居住地とが異なるときは、いかにすべきか。

(答) 外国人に対する保護の実施責任は、在留カード又は特別永

住者証明書に記載されている住居地により定められるから、設問の場合は、在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地によるべきものである。

問八 法による取扱に準じて認定すれば住居地がない場合であつても、入管法及び入管特例法においては、住居地があるものとされるが、外国人の保護については、法第七三条第一号に準じた費用の負担は行われぬものであるか。

(答) 保護の実施責任は、在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地によるから、費用の負担について、法第七三条第一号に準じた取扱は、あり得ないものである。

問九 養護老人ホームに収容された外国人が保護を要する場合、保護の実施責任は老人福祉法による措置の実施責任と一致すると解して差しつかえないか。

(答) 老人福祉法による措置の実施責任は居住地又は現在地(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへ収容される場合は、収容前の居住地又は現在地)によるが、困窮外国人に対する保護の実施責任は在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地を管轄する保護の実施機関が負うことになるので、保護の実施責任と措置の実施責任は一致しないことがある。

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、生活保護事務においてマイナンバーを活用することとなったため、「生活保護法施行細則準則について」（平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号厚生省社会・援護局長通知）の一部改正により、保護申請書等の様式に個人番号記載欄を追加したところです。

今般、生活保護申請事務におけるマイナンバーの取扱いについて、下記のとおり留意事項をお示しするので、その取扱いに遺漏なきよう管内福祉事務所への周知等よろしくお取り計らい願います。

記

1 生活保護申請時におけるマイナンバーの取扱いについて

- (1) マイナンバーは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「生活保護法」という。）第 24 条第 1 項第 5 号及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 1 条第 3 項第 2 号に規定される事項として位置づけられるものであるため、申請書を受理する際には、所定の欄にマイナンバーを記載するよう申請者に求めること。
- (2) マイナンバーにより必要な調査を全て行うことができるわけではないこと等から、マイナンバーの提供は保護の要件とはしていないが、番号法第 14 条第 2 項に基づき、住基端末を利用して地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを含む機構保存本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー等）の提供を受けることが可能であること。

- (3) 住民登録のない者についてはマイナンバーが付番されないため、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行うこと。
- (4) 生活保護法第 24 条第 10 項の規定による、町村長を経由した保護の開始又は変更の申請において、町村長は単なる経由機関に過ぎず、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことはできないこと。
- (5) マイナンバーを取扱うにあたっては、必要な安全管理措置を講ずるといったセキュリティ対策を適切に行うこと。

2 外国人のマイナンバーの取扱いについて

一部の外国人住民（中長期在留者、特別永住者、一時庇護者及び仮滞在許可者、経過滞在者）もマイナンバーの付番の対象となっている。

一方で、生活保護事務については、番号法別表第一において、都道府県知事等が行う、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものが、マイナンバーを利用することができる範囲とされており、外国人保護に関する事務は、厚生労働省社会局長通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されているため、独自利用条例による規定が存在する場合を除き、マイナンバーの利用範囲の対象外となる。

よって、外国人の生活保護事務におけるマイナンバーの取扱いについて、下記のような対応が必要となること。

(1) 外国人の生活保護事務においてマイナンバーを利用しない場合

① 申請者が日本国籍の場合

ア 住民基本台帳等で申請者が日本国籍であることを確認した後、マイナンバーの提供を求める。

イ マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステムによって、申請者の収入等の調査を実施する。

② 申請者が外国籍の場合

ア 外国人については原則として、申請時に在留カード又は特別永住者証明書を提示することになっているため、当該書類により申請者が外国籍であることが確認された場合はマイナンバーの提供を求めない。また、申請時に国籍を証する書類を所持していない場合は、住民基本台帳等で国籍を確認する、申請時に国籍を確認できない場合には、その場でマイナンバーの提供を求めないようにするといった対応が必要となる。さらに、日本国籍の者と外国籍の者が混在した世帯の場合は、同一のシステムにおいて「個人情報」と「特定個人情報」が混在することにより、外国籍の者の情報の取扱いについても、各地方公共団体が定める個人情報保護条例ではなく番号法が適用されることとなり、安全管理措置や罰則についても番号法の規定が適用されることに留意すること。

イ マイナンバーを使用せず、従前の方法により申請者の収入等の調査を実施する。

なお、①、②いずれの場合においても、外国人保護に関する情報にマイナンバーが紐付かないように、適切なアクセス制御を行うといったシステム改修が必要となること。

(2) 外国人の生活保護事務においてマイナンバーを利用する場合

番号法第9条第2項に基づき、各地方公共団体においてマイナンバーの独自利用のための条例を定めることでマイナンバーを利用することが可能となるが、他地方公共団体の機関とのマイナンバーを利用した情報連携については、別途、番号法第19条第14号に基づき、特定個人情報保護委員会規則により当該情報連携が規定されることが必要であること。

また、特定個人情報保護委員会規則により当該情報連携が可能となった場合においても、外国人保護に関する情報については番号法別表に規定されているものではないため、当該情報を提供することはできないので注意すること。

さらに、町村長を経由した保護の開始又は変更の申請を行う場合には、条例においてその旨規定する必要があることに留意すること。